

平成30年度
(2018年度)

決算等審査意見書

多摩川衛生組合監査委員

(写)

多衛組監発第10号

令和元年9月6日

多摩川衛生組合

管理者 高橋 勝浩 殿

多摩川衛生組合

監査委員 渋谷 彰

木村 淳二

北浜 けんいち

平成30年度多摩川衛生組合一般会計決算の審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき管理者より審査に付されました、平成30年度多摩川衛生組合一般会計決算及び証書類、その他政令で定める書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

平成 30 年度多摩川衛生組合一般会計決算の審査意見書

1 審査の対象

平成 30 年度 多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算

2 審査の期日

令和元年 8 月 28 日（水）

3 審査の手続

審査にあたっては、平成 30 年度の多摩川衛生組合において作成すべき書類が正確であり、それに伴う事務及び出納、その他の事務が法令に定めるとおり適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼を置き、書類審査及び組合職員の説明の聴取により実施しました。

4 審査の結果

審査に付された決算及び証書類その他法令で定める書類は、地方自治法その他関係法令に準拠して作成されており、かつ証拠書類と照合したところ、計数及び管理並びに保管の状況について誤りはなく、また、事務の執行についても適正に処理がなされていると認められます。

5 審査意見

平成 30 年度における組合運営は、現在も取組みを行っている事故等再発防止策等の効果もあり、安定した稼働をしてくれていると思われませんが、そのような状況にあっても、常に安全管理体制の改善を図り、より適正な運営に努めていただきたいと思えます。

我々監査委員は、今後も単なる書類審査だけではなく、できる限り現場に赴き、資材の在庫管理方法、修繕や工事の該当箇所等についての確認を行い、組合の現状把握に努めることといたします。

また、そのような事務・現場監査を通じて、事業効果や適正な予算執行の効果を確認することで、改善に向けた意見や指摘を行うことにより、職員のコスト意識の向上や事務改善につながるような検査としていきたいと考えています。今後も、職員一人ひとりが適正な事務執行を心掛け、組織全体として事業を進めていくために以下の事項に留意していただきたいと思えます。

- ① 歳入においては、構成市の負担金の抑制を図るとともに、引き続き自主財源の確保に努めること。
- ② 歳出においては、事務事業の見直し、整理、合理化をより一層進め、最小の経費で最大の効果を上げるよう努力すること。また、年度間の予算の平準化に努めるとともに不用額の抑制に努めること。
- ③ 情報公開をより一層進め、透明性のある事務執行を心掛け、開かれた組織として広報・啓発活動を積極的に行うこと。
- ④ 委託・工事等の設計においては、引き続き十分精査を行い、適切な設計金額とするように努めること。
- ⑤ 組合運営に大きく影響を及ぼす可能性のある契約にあつては、業者選定の際に信用調査を行うなど、より慎重かつ健全で適切な履行の確保に努めること。
- ⑥ 基金の積み立てについては適時、安全で確実な方法による運用を行うこと。また、将来見込まれる施設整備に係る財政需要に適応した財源の確保のため、基金などへの積立原資とするための方策を早急に検討していくこと。

以上の点を踏まえ、安全で安心できるクリーンセンター多摩川の運営に取組まれるよう要望します。